

高齢者日常生活用具給付に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	みよし市
4. 届出番号	12
5. 独自利用事務の事例番号	94-3 : 介護サービス等の給付に関する事務（介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等（介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。））

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの	高齢者日常生活用具給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	100	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	132	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第10の項 高齢者日常生活用具給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法（平成9年法律第123号）第1条	みよし市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等）について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって（国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ること）を目的とする。	第1条 高齢者日常生活用具給付事業（以下「事業」という。）は、（援護を必要とする高齢者及びひとり暮らし高齢者）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、（日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資すること）を目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範	みよし市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱
--------------	-----------------------

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令134条 項16号	みよし市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱第3条
②事務の内容	介護保険法第五十一条の三第一項の特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	みよし市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱第3条の規定による受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令134条 項16号ハ	みよし市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱第6条第1項、別表2
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	援護が必要な65歳以上の高齢者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2025年06月30日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	